

大熊町（帰還困難区域）から避難した申立人ら夫妻について、居住期間（夫は約50年間同町に居住、妻は婚姻前は双葉郡内に居住して大熊町の職場に勤務し、婚姻後は約30年間同町に居住）、就労状況（夫婦とも同町内で就労していた）及び地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加等）を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として各30万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及びX2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次とおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補 第2の1） 60万円
- 2 生活基盤喪失による精神的損害の増額分（中間指針第五次追補 第2の2）  
60万円
- 3 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補 第2の2） 200万円  
自 平成29年6月1日 至 平成30年3月31日
- 4 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補 第2の4指針I）⑧（家族別離）による増額分  
74万円  
自 平成23年3月14日 至 平成26年3月31日
- 5 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補 第3） 40万円  
自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金434万円の支払義務のあることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、令和5年1月14日付け和解契約書（一部和解）に記載のとおり、本件の賠償金として、金374万円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月14日

(仲介委員 竹之内 俊)